第３部　風水害対策編（水防計画）

津波対策については、第２部地震対策編に記載を行う。

第１章　予防計画

節	主な記載内容	細目	主な担当部署
第１節 地域防災力の向上	自助・共助の取組み	第１ 第２ 第３	市長公室、こども家庭部、消防局 市長公室、福祉サービス部、消防局 市長公室、消防局
第２節 防災体制の整備	組織・情報連絡体制・防災拠点の整備	第１ 第２ 第３	市長公室、総務部、消防局 市長公室、消防局 市長公室、保健所、消防局
第３節 都市防災構造化の推進	道路・橋梁・ライフライン施設の整備、治水対策の推進	第１ 第２ 第３	道路部、都市整備部 市長公室、下水道部 道路部、下水道部
第４節 被害の軽減	高潮・土砂災害・危険物などの対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第5	企画財政部、下水道部 市長公室、建築部 保健所、消防局 市長公室、都市整備部、道路部 生涯学習部、消防局
第５節　安全避難の環境整備	避難場所・避難所・誘導体制・運営体制の整備	第１ 第２ 第３	市長公室、健康福祉局 市長公室 市長公室、健康福祉局
第6節 救援・救護体制の整備	救急・応急医療・防疫、し尿処理・ごみ処理	第１ 第２ 第３ 第４	市長公室、健康部、保健所、病院局、消防局 保健所、環境部 市長公室、環境部 環境部
第7節 備蓄体制の整備	備蓄体制の整備	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室 市長公室
第8節 緊急輸送の環境整備	輸送環境の整備	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室、消防局 市長公室、企画財政部
第9節 要配慮者の安全確保	要配慮者・社会福祉施設・外国人などへの対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	市長公室、健康福祉局 健康福祉局 市長公室、健康福祉局 福祉サービス部 市長公室
第10節 帰宅困難者の安全確保	帰宅困難者への対策	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室 市長公室、こども家庭部、教育委員会
第11節 旋風・突風・竜巻対策	予防計画	第１ 第２	市長公室 市長公室

第１節　地域防災力の向上

第１　自助への取組み　市長公室・こども家庭部・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第１ 自助の取組み』を準用するものとする。

２．事業所従業員

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ の取組み』の『３．事業所従業員』を準用するものとする。

第２　共助への取組み　市長公室・福祉サービス部・消防局

１．自主防災組織の防災力向上

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ 共助の取組み』の『１．自主防災組織の防災力向上』を準用するものとする。

２．自主防災組織リーダーの育成

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ 共助の取組み』の『２．自主防災組織リーダーの育成』を準用するものとする。

３．ボランティアの育成

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ 共助の取組み』の『４．ボランティアの育成』を準用するものとする。

４．事業所従業員

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２共助への取組み』の『３．事業所等防災組織の防災力向上』を準用するものとする。

第３　防災訓練　市長公室・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第３ 防災訓練』を準用するものとする。

第２節　防災体制の整備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第２節 防災体制の整備』を準用するものとする。

第３節　都市防災構造化の推進

第１　道路・橋梁の整備　道路部・都市整備部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第３節 都市防災構造化の推進 第３道路・橋梁の整備』を準用するものとする。

第２　ライフライン施設の整備　市長公室・下水道部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第３節 都市防災構造化の推進　第５ライフライン施設の整備』を準用するものとする。

第３　治水対策の推進　道路部・下水道部

１．河川・排水路等の整備

（１）河川等の現況

市内の河川等は、一級河川（県知事管理）は二重川ほか３河川、二級河川（県知事管理）は海老川ほか４河川、準用河川（市長管理）は前原川ほか6河川及び普通河川（市長管理）35河川である。

（２）河川改修等の計画

①　河川改修等の現況

排水機能上特に重要な河川(一級、二級、準用河川)については、当面の対策として、時間雨量50mm の降雨に耐えられるように整備を進めている。

また、その他の普通河川についても、時間雨量50mm の降雨に耐えられるような整備を目指しているが、当面の緊急対策として河道の拡幅等により治水安全度の向上を図るとともに、順次溢水箇所の整備を行っている。

さらに浸水被害を解消するため、排水路整備を行っている。

②　主要事業

以下に示すとおりである。

河川改修等の主要事業

事業の名称	事　業　内　容	事業年度
都市基盤河川改修事業 二重川上流〔市施工〕	河道の拡幅により時間雨量 63 ㎜対応の整備を行う。	平成６年 ～18 年（終了）
防災調節池事業 飯山満川〔県施工〕	河道の拡幅等により時間雨量 50 ㎜対応の整備を行う。	平成３年 ～26 年（終了） ※平成 27～広域河川改修事業に継承
住宅市街地基盤整備事業 桑納川〔県施工〕 飯山満川〔県施工〕	河道の拡幅等により時間雨量 50 ㎜対応の整備を行う。 区画整理事業に伴う流量増加を見込んだ河道整備を行う。	平成 10 年～ 令和２年（終了） 平成 10 年～
広域基幹河川改修事業 二重川下流〔公団施工〕 海老川〔県施工〕 海老川調節池〔県施工〕	河道の拡幅により時間雨量 63 ㎜対応に整備する。 河道の拡幅等により時間雨量 50 ㎜対応に整備する。 海老川の増水時に河水の流水を一時的に溜め、下流への洪水対策を図る。また平常時には、多目的に利用できる施設として整備する。	昭和 54 年～ ～平成 24 年（終了） 昭和 51 年～ 昭和 54 年～
準用河川改修事業 (準)木戸川〔市施工〕	河道の拡幅により時間雨量 50 ㎜対応に整備する。	平成 14 年 ～28 年（終了）
準用河川改修事業 (準)駒込川〔市施工〕	河道の拡幅により時間雨量 50 ㎜対応に整備する	平成 29 年～
普通河川整備事業 各河川〔市施工〕	河道の拡幅等により治水安全度の向上を図る。	―
排水路整備事業 各箇所〔市施工〕	浸水被害の解消及び軽減を目的として排水路整備を行う。	―

（３）排水機場の整備

市が管理する３３排水機場に設けたポンプ、監視装置等の設備の定期整備を行い、施設の機能確保に努める。

（４）清掃・ヘドロの除去

河川、排水路等に堆積したごみ、ヘドロ等を除去し、流水の適切な機能確保に努める。

２．公共下水道（雨水）の整備

（１）事業の現況

市の５つの下水道処理区の内、西浦処理区（一部地域を除く）と高瀬処理区の一部地域、津田沼処理区は雨水も排除できる合流式で整備をしている。公共下水道による雨水整備については、合流区域の整備はほぼ完了しているが、分流区域の整備が遅れていることから、市街化された地域では既設管等の雨水排水能力を上回る降雨により浸水被害が発生している。市では公共下水道による雨水整備事業として、５年に１回程度発生する大雨に対応した“雨に強いまちづくり”を目指しており、特に浸水被害が大きい地区を優先的に整備して、早期に浸水安全度の向上を図る。

（２）事業計画

雨水整備計画に基づき、緊急性や地域特性を総合的に勘案し、優先整備地区を抽出し、計画的な整備を進め、浸水区域の減少に努めていく。

３．雨水流出抑制施策の推進

集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調整池の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を設置するなど公共施設及び公共空地を雨水流出抑制施設として積極的に活用する。

特に、市が行う道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り、透水性舗装等の雨水浸透対策を採用する。

また、大規模工場や大規模店舗等の雨水浸透対策の指導及び、個人の住宅についても雨水浸透対策として「雨水浸透ます等設置事業補助金」制度を活用し、積極的に協力を求める。

なお、一時貯留施設の設置にあたっては、雨水の有効利用を推進する観点から、公共施設の雑用水等への雨水利用の導入、民間大規模施設等への雨水利用の要請等について、検討する。

４．地下空間浸水防止の推進

市は、アンダーパス等、局所的な低地や地下空間は地上の水位が出入り口の高さを超えると一気に流入が始まり、短時間で水位が上昇するなど、地上と異なる危険性があることを管理者、利用者などに周知する。これまで冠水被害を受けた箇所などに対しては、豪雨時に、危険を表示する表示板やテレメータの設置や職員の配置に努める。

さらに、地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための防水扉、防水板等、施設の具体的事例、融資制度等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止施設の整備を促す。

第４節　被害の軽減

第１　高潮対策

企画財政部・下水道部

１．防災施設の整備

（１）護岸の整備

護岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象として、昭和 40 年度より、海老川水門付近から日の出、西浦、市川市境の西浦橋付近に至るまでの約 5.9km の区間の護岸工事を完了している。

この防潮堤は、高さ A.P.＋5.6m（波の打ち上げ高を考慮し、波浪の影響がある箇所にあっては、A.P.＋6.3m～8.0m）で整備されている（別図「船橋地区護岸構築図」参照）。

今後下水道部は引き続き、県その他の関係機関に対して、防潮堤等について、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の沈下状況、液状化を含む耐震性診断を実施し、診断の結果、堤体等の安全性、有効性に問題がある施設については、改修、補強等を行うよう要請する。

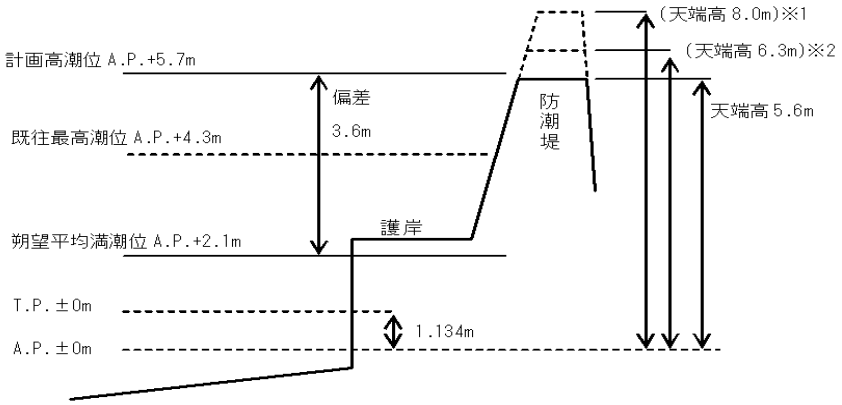

※1：日の出護岸（南側）の既設天端高さ
※2：栄護岸（南側）、西浦護岸（南側）の既設天端高さ

既往最高潮位(H.H.W.L)	潮位の観測開始から現在までの期間に記録された最高の潮位。
朔望平均満潮位(H.W.L)	朔望(新月および満月)の日から５日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。
東京湾平均海面(T.P)	標高(海抜高度)の基準面。水準測量で使用する日本水準原点はT.P.上 24.3900mと定義されている。
荒川工事基準面(A.P)	荒川のほか多摩川水系、中川水系で工事基準面として用いられる水位。

図　船橋地区護岸構築図

（２）河川の高潮対策

海老川、二俣川、海神川及び本海川の高潮対策（内水排除）のため、県に対して、ポンプ設備、水門等について適切な維持、問題がある施設の改修等を行うよう要請する。

表　県が管理者である排水機場・水門一覧

河川名	種別	名　　称
海老川	排水機場	船橋排水機場(海老川水門)、 海老川排水機場(海老川水門)
二俣川	排水機場	西浦排水機場(西浦水門)
海神川	排水機場	栄排水機場(栄水門)
本海川	排水機場	日の出排水機場(日の出水門)

２．水門・陸閘の操作等

水門・陸閘※の操作については、県及び受託者がこれに実施する。

津波時は『第２部　地震・津波災害対策編　第１章予防計画　第４節　被害の軽減　第１津波対策　2．防災施設の整備　（２）水門・陸閘の操作等』によるものとし、高潮時は県葛南港湾事務所が設定した潮位を超えると予想される場合に閉鎖する。

また、県は、平常時においては水門・陸閘の点検、護岸の巡視、操作訓練等を実施し、有事の際に機能が十分に発揮されるよう万全を期す。

なお、海岸保全区域の堤外地である潮見町、高瀬町については、岸壁高 A.P.＋4.0mで、当該地域に立地している各事務所の建屋には、1.6mの防潮扉が取り付けてあり、津波、高潮に備えている。

※陸閘（りっこう）：堤防を切って設けられた河川への出入り口を閉鎖する門のことで、洪水の時には陸閘が閉められ堤防としての役割を果たす

表　市が操作委託を受けている排水機場・水門一覧

河川名	種別	名称
海老川	排水機場	船橋排水機場（海老川水門） 海老川排水機場（海老川水門）

第２　土砂災害の防止　市長公室・建築部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第４節 被害の軽減　第３土砂災害の防止』を準用するものとする。

第３　危険物・毒劇物等対策　保健所・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第４節 被害の軽減　第７危険物・毒劇物等対策』を準用するものとする。

第４　風害その他災害の防止　市長公室・都市整備部・道路部

１．風害防止対策

（１）電力施設対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、強風時の倒壊、電線切断等の被害を防止するため、電気工作物規程に基づき、原則として 40m/s に耐えうるように設計することが求められる。なお、塩害については、汚損の監視、洗浄装置の整備、シリコン塗布等の措置のほか、電気通信施設の設計に際し抜本的な風害、塩害予防措置を講ずることが望ましい。

市は、これらの性能を満たすよう、東京電力パワーグリッド株式会社に対し、整備・点検を要請する。

（２）通信施設対策

東日本電信電話株式会社は、以下のとおり、風害防止対策を施している。また、空中線に対しては塩害防止対策を施している。

市は、これらの性能を満たすよう、東日本電信電話株式会社に対し、整備・点検を要請する。

①局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の２ルート化及び地下化を推進する。

② 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

③ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準または鋼構造物設計基準によっている。

（３）樹木・街路樹対策

樹木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切ったり、塀をこわす場合も多く、剪定、支柱等の手入れなどの措置を講ずる。

（４）防風林の保全・保護

市には、森林法の規定に基づく防風保安林の指定を受けている地域はないが、郊外地帯には約 590 ヘクタールの山林が現存している。これらは農耕地、住宅地の防風林として使命を果たすとともに、治水上、営農上にも貢献するところが多いので、これらの森林が存続するよう呼びかける。

２．雪害防止対策

（１）道路対策

①市道の確保

市は年間を通じ降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれなため特別な予防施設事業はない。

今後の異常降雪の場合は、その状況により道路部が中心となり、関係機関と協力して除雪による幅員の確保に努める。

②主要幹線の指定確保

国道、主要地方道、県道などについては、各道路管理者が以下のとおり、幅員の確保を行う。

<table>
<tr><th>種類</th><th>道路種別</th><th>除　雪　目　標</th><th>（実施内容）</th></tr>
<tr><td>第一種</td><td>一般国道</td><td>２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。全幅員除雪は早期に実施する。</td><td>夏季とほぼ同じ路面状態を保つよう、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。</td></tr>
<tr><td>第二種</td><td>主要地方道</td><td>２車線幅員の確保を原則とするが状況により、１車線幅員で待避所を設ける。
全幅員除雪は極力早期に実施する。</td><td>２車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。特別の場合１車線交通になることがある。夜間除雪は原則として行わない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三種</td><td>一般県道</td><td>１車線幅員で必要な待避所を設ける。</td><td rowspan="2">車両の交通可能をもって限度とする。
特別の場合短時間または単区間交通不能になってもやむを得ない。</td></tr>
<tr><td>臨海道路</td><td>２車線幅員を原則とするが、状況によっては１車線幅員で待機所を設ける。全幅員除雪は極力早期に実施する。</td></tr>
</table>

③スリップ防止対策

状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による除雪作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等の措置や砂・散布剤等の散布を迅速に行うものとする。

④ 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。また、運転者がいない場合等でやむを得ない状況においては、道路管理者は、自ら車両移動するものとする。

（２）電力施設対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、以下の電力施設雪害防止対策を実施している。市は、これらの性能を満たすよう、東京電力パワーグリッド株式会社に対し、整備・点検を要請する。

① 送電設備

送電線が経過する地域の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪過重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定めるとともに電線の着雪・着氷による短・地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

② 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

（３）通信施設対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じ、通信線路設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として可搬型無線機を配備している。

市は、これらの性能を満たすよう、東日本電信電話株式会社に対し、整備・点検を要請する。

（４）大雪警報等の情報伝達

市は、住民や市職員に対して警報等が確実に伝わるよう、市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」及びふなばし減災プロジェクトウェブサイト等を用いて伝達を行う。

（５）防災関係機関相互の連携体制

雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との情報交換や協定締結等について、必要に応じて検討を行う。

第５　文化財の保護　生涯学習部・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第４節 被害の軽減　第８文化財の保護』を準用するものとする。

第５節　安全避難の環境整備

第１　避難場所等の指定・整備　市長公室・健康福祉局

１．避難所

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第１避難場所等の指定・整備　３．宿泊可能避難所』を準用するものとする。

２．福祉避難所

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第１避難場所等の指定・整備　５．福祉避難所』を準用するものとする。

第２　避難誘導体制の整備　市長公室

１．標識等の整備

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第２避難誘導体制の整備　１．標識等の整備』を準用するものとする。

２．避難実施体制の確立

（１）市の対策

①　危険箇所の把握

あらかじめ過去の浸水被害発生箇所や、浸水被害発生のおそれのある低地、アンダーパス、地下街、土砂災害警戒区域等及び被害を受ける恐れのある要配慮者利用施設等を把握して、危険の啓発、職員が巡視を行う体制づくりを進める。

また、土砂災害の危険が予想される土砂災害警戒区域等の地域を把握して、避難連絡体制づくりを進める。

〈資料 17 浸水想定区域等の要配慮者利用施設等〉

② 状況判断基準等の確立

災害時において、地域ごとの浸水状況等について迅速に把握し、また関係機関・隣接市等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、避難情報を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。特に浸水想定区域内等に居住する要配慮者に対しては、早期の避難行動開始を促すために、高齢者等避難の提供を行う基準を確立する。

また、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった時は、浸水による建物の倒壊の危険がない場合など、避難所に避難することが必ずしも適切な行動でなく、自宅や隣接建物の高所へ緊急的に一時避難し救助を待つことも選択肢として考えられる。避難情報の発令に係る判断基準とあわせて、垂直避難に対する建物の適性、垂直避難を行う高さの目安についても提示を行うものとする。

③ 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

イ 情報通信手段の維持管理

避難所等に配備した防災 MCA 無線を用いて災害時の状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう維持管理に努める。

ウ 避難に時間を要する地域や、避難が困難な地域に対しては、水平避難だけでなく、垂直避難も必要であるとの観点から、公共の施設だけでなく、当該地域の周辺の民間施設についても一時避難場所として利用できるよう協定の締結に努める。

（２）警察の対策

避難誘導体制の整備

市民・来訪者の円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。

また、大規模な風水害が発生した場合における署員の動員方法等について、あらかじめ、署員に周知徹底する。

（３）施設管理者・事業者等の対策

鉄道施設や大規模集客施設などにおいては、大規模な風水害発生時に利用者等が安全に避難できるよう、日頃から、最寄りの避難場所や避難所の位置や避難体制について確認を行い、各施設の職員や従業員が誘導を行うものとし、施設管理者・事業者等はその体制整備に努める。

また、浸水被害を過去に受けた施設、受ける恐れのある施設の管理者に対しては、避難計画を作成するよう、市が指導を行う。

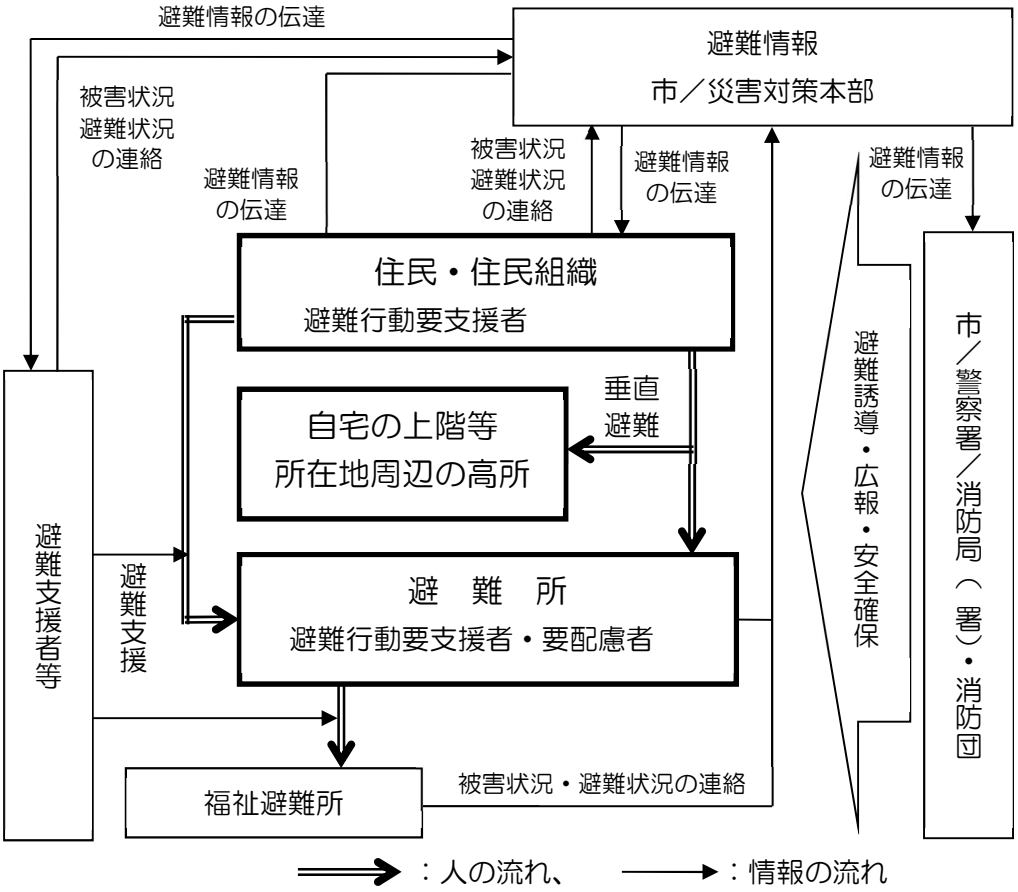

図　広域的な災害時の避難誘導体制の概念図

第３　避難所運営体制の整備　市長公室・健康福祉局

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第３避難所運営体制の整備』を準用するものとする。

第６節　救援・救護体制の整備

第１　救急・救助・応急医療体制の整備

市長公室・健康部・保健所・病院局・消防局

１．救急・救助体制の整備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第２救急・救助体制の整備　１．救急・救助体制の整備』を準用するものとする。

２．市民の自主救護能力の向上

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第２救急・救助体制の整備　２．市民の自主救護能力の向上』を準用するものとする。

３．初動医療体制の整備（大規模災害時）

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第３応急医療体制の整備　１．初動医療体制の整備（大規模災害時）』を準用するものとする。

４．医療器具及び医薬品の適正配備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第３応急医療体制の整備　２．医療器具及び医薬品の適正配備』を準用するものとする。

５．保健・医療センターの活用

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第３応急医療体制の整備　３．保健センター・医療センターの活用』を準用するものとする。

第２　ごみ処理体制の整備　環境部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第４ ごみ処理体制の整備』を準用するものとする。

第３　し尿処理体制の整備　市長公室・環境部

収集したし尿の処理については、し尿処理場へ投入するほか、予備の貯留槽の設置、及び終末下水処理場への緊急投入等、適切な処理計画の検討を進める。

第４　防疫・衛生、保健体制の整備　保健所・環境部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第６ 防疫・保健衛生体制の整備』を準用するものとする。

第７節　備蓄体制の整備

第１　備蓄品の整備　市長公室

１．整備目標

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第７節 備蓄体制の整備　第１ 備蓄品の整備　１．整備目標』を準用するものとする。

２．水防活動に資する資機材の備蓄

水防倉庫（湊町、南本町）や資材置場（海神、日の出）等には、水防活動に資する資機材、資材として、救命ボートや排水ポンプ、土のう等を配備している。今後も水防活動に資する資機材、資材の充実を進める。

また、災害時において、市が保有する資機材及び機材の機能を有効かつ適切に発揮できるよう、定期的に点検・整備を行う。

第２　備蓄庫等の整備　市長公室

１．現況

市では、備蓄拠点として、８箇所の防災倉庫及び防災備蓄センター、学校備蓄、コンテナ倉庫、水防倉庫等を整備している。

〈資料７ 防災倉庫等一覧〉

２．整備目標

備蓄庫に加え、水防倉庫、資材置場についても整備・適正配置を進める。

第３　緊急調達体制の整備　市長公室

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第７節 備蓄体制の整備　第３ 緊急調達体制の整備』を準用するものとする。

第８節　緊急輸送の環境整備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第８節 緊急輸送の環境整備』を準用するものとする。

第９節　要配慮者の安全確保

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第９節 要配慮者の安全確保』を準用するものとする。

第 10 節　帰宅困難者の安全確保

第１　想定される事態　市長公室

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第10節 帰宅困難者の安全確保　第１ 想定される事態』を準用するものとする。

第２　関係機関との連携　市長公室

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第10節 帰宅困難者の安全確保　第２ 関係機関との連携』を準用するものとする。

第３　帰宅困難者に備えた対策

市長公室・こども家庭部・教育委員会

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となることから、帰宅困難者に関連する全ての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携・協力して対策を行う必要がある。

また、個人が事前に準備・行動できること・すべきことを知ることは、大きな混乱や不安を防ぐことにつながることから、平常時からの一人ひとりの備えが重要である。

以下に市の取組みを整理する。

① 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
② 帰宅困難者訓練により、駅・大規模集客施設の滞留者・利用者等の防災意識の向上や支援方策の検証・検討を行う。
③ 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の使用について普及・啓発を図る。
④ 九都県市の「災害時帰宅支援ステーション」や本市の「帰宅困難者支援施設」について、市民等への周知を行うとともに、事業者への協力を呼びかけ、協定締結を促進していく。
⑤ 駅周辺における混乱防止や支援等について、駅周辺の事業者や関係機関、本市等で構成する「船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会」を設置し、官民で協働・連携して検討を行っている。
⑥ 風水害において、事前に災害発生を予測できる場合は、事業所・学校等に対し、従業員や教職員・児童生徒等の早期帰宅を行うよう啓発を行う。また避難を行う場合であっても、垂直避難が可能な施設利用者に対しては、垂直避難を優先するよう啓発を行う。

第 11 節　旋風・突風・竜巻対策

第１　基本方針　市長公室

１．計画の方針

近年、竜巻災害が相次いでいる。平成 18 年９月に宮崎県延岡市で発生した竜巻は、死者３名、負傷者 143 名、住宅全壊 79 棟などの被害となった。同年 11 月に北海道佐呂間町で発生した竜巻は、死者９名、負傷者 31 名、住宅全壊７棟などの被害となり、竜巻災害による年間死者数では史上最多を記録した。

また、平成 24 年６月には茨城県つくば市を中心とする地域において発生した竜巻等による災害は、死者１名、負傷者 41 名、住宅全壊 89 棟などの被害となり、災害救助法も適用された。

このように近年、竜巻による大きな被害の発生や、竜巻による災害の特殊性等にかんがみ、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年６月 27 日公布・施行）において、災害対策基本法の災害の定義の異常な自然現象の例示として「竜巻」が追加された。

市域において、旋風・突風・竜巻により多数の死傷者を伴う災害（以下「竜巻災害」という）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助することにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる竜巻災害は、次のとおりである。

○　竜巻等により、多数の被害を伴うもの

３．実施機関と役割

旋風・突風・竜巻災害に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防災機関	役割
千葉県	○　災害救助法に基づく応急対策
警察	○　情報の収集 ○　救出救護活動 ○　住民の避難誘導等
市消防局	○　情報の収集・伝達 ○　救出救助 ○　救急搬送 ○　広報 ○　建物応急対策

第２　予防計画　市長公室

１．竜巻等突風情報の伝達

（１）竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表するもので、気象庁から防災機関に伝達される。

竜巻注意情報の提供後は、竜巻の発生確度の予測を行う「竜巻発生確度ナウキャスト」（気象庁ホームページ）による詳細な情報もあわせて取得する。

（２）竜巻情報等気象情報の伝達

竜巻等突風発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備し、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合に、船橋市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）等で周知を行う。

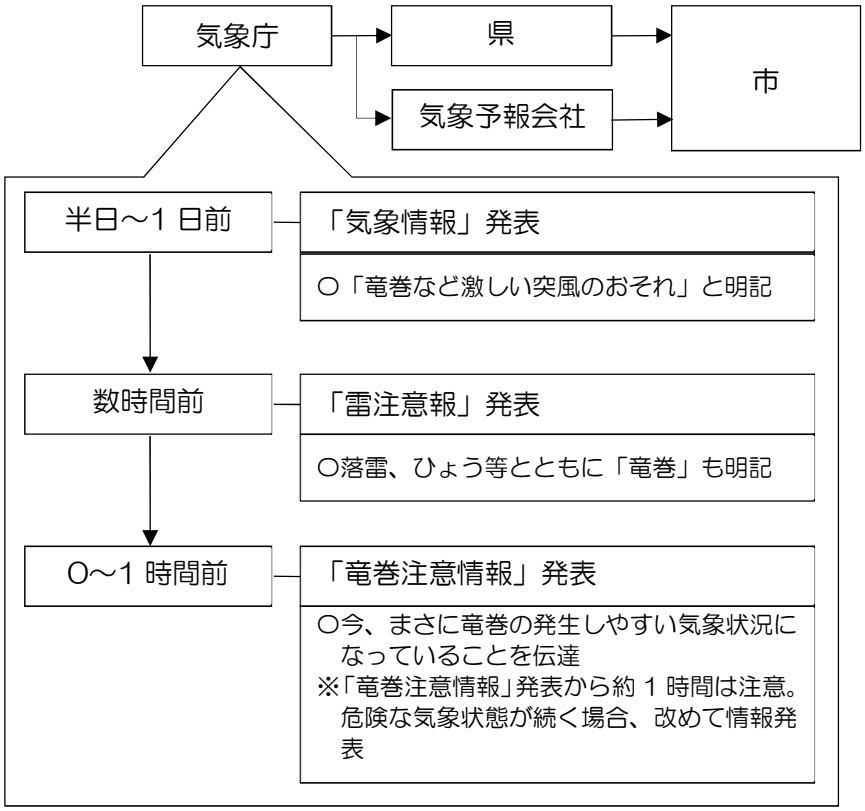

「竜巻注意情報」発表までの流れ

※「竜巻から身を守る」気象庁、をもとに作成

２．竜巻への適切な行動の普及啓発

竜巻等突風の発生を予測したり、予防したりすることは困難であるが、発生した際に適切な行動をとることができれば、人的被害の軽減が可能になる。

（１）市民

防災訓練時等防災イベントの際に、一般市民に対して竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての普及・啓発を行う。

表　竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターを閉める ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫・物置・プレハブを避難場所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・（頑丈な建物がない場合は）近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

※内閣府「竜巻等突風災害とその対応」

（２）農業従事者

農作物の被害を予防するため、次の予防策を促進する。

① 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

② 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

③ 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

（３）鉄道事業者・道路管理者

鉄道・道路等の運行支障を予防するため、次の対策を講じるよう関係機関に要請する。

① 風速計の新設等による風の観測体制の整備

② 風観測の手引きの作成

③ 防風設備の手引きの作成

④ 運転規制、突風対策について引き続き調査・研究

第２章　応急対策計画

節	主な記載内容	細目	主な担当部署、担当班
第１節 応急活動体制	夜間・休日等の体制、配備体制の検討・執行、災害対策本部	第１ 第２ 第３ 第４	危機管理課 全ての課 全ての課 全ての課
第２節 情報の収集・伝達	情報連絡体制、気象情報の収集、被害状況の調査	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６	本部統括班、第2収容班 本部統括班 本部統括班 本部統括班、下水道班 本部統括班、第１調査班 第１・２調査班、第１供給班
第３節 災害時の広報	広報活動の内容、実施手順	第１ 第２ 第３	本部統括班 本部統括班、消防救急班、第２復旧支援班 本部統括班、消防救急班
第４節 消防・救急救助活動等	消防・救急救助活動、危険物等対策	第１ 第２ 第３	消防救急班 消防救急班 消防救急班
第５節 水防活動	重要水防区域、活動内容	第１ 第２ 第３	全ての班 全ての班 全ての班
第６節 土砂災害対策	現地調査	第１ 第２	第２調査班、第２生活再建班、消防救急班 本部統括班
第７節　警備・交通対策	千葉県警察災害警備実施計画、道路交通規制	第１ 第２	 道路班
第８節 避難対策	避難情報の発令基準、津波注意報・警報発表時・要配慮者・帰宅困難者の避難対策、避難所の開設・運営	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６	本部統括班 本部統括班、第２教育班、第１・２要配慮者支援班、第３供給班、第１復旧支援班 第1・２災害医療対策班、第１・２要配慮者支援班 第１～４収容班、第１調査班、第２教育班、第２協力班 本部統括班
第９節 応急医療救護	災害医療対策本部・病院前救護所の設置、重症傷病者の搬送、収容医療機関、心のケア	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	第１・２災害医療対策班 消防救急班 ※2 第１・２災害医療対策班、消防救急班 第１・２災害医療対策班、消防救急班 第２災害医療対策班、職員動員班
第10節 緊急輸送対策	輸送手段、輸送拠点	第１ 第２ 第３	本部統括班、第2復旧支援班、第１～３供給班 第１～３供給班 第１～３供給班
第11節 緊急輸送道路・港湾等の確保	緊急輸送道路、港湾施設、ヘリコプター臨時離発着場	第１ 第２ 第３	道路班 都市施設班 消防救急班、本部統括班
第12節 ライフラインの応急対策	上水道・公共下水道・電気・都市ガス・電話・鉄道の応急対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６	第１供給班 本部統括班、下水道班 都市施設班 都市施設班 都市施設班 道路班
第13節 建物・宅地応急対策	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅、応急修理	第１ 第２ 第３ 第４	調査班、本部統括班 第２生活再建班、本部統括班 第２生活再建班 第２生活再建班、第2調査班

節	主な記載内容	細目	主な担当部署、担当班
第14節 生活救援対策	飲料水・食料品・生活必需品の供給、災害相談窓口の開設	第１ 第２ 第３ 第４	第１・３供給班 本部統括班、第１～３供給班、第2教育班 本部統括班、第１供給班 本部統括班
第15節 清掃・防疫等	障害物の除去、災害廃棄物の処理、防疫・衛生・保健活動の実施、安否不明者の捜索・遺体の安置・埋葬	第１ 第２ 第３ 第４	道路班、環境班、下水道班 環境班、本部統括班、収容班 第１・２災害医療対策班、第1医療看護班、本部統括班、第１・3供給班、環境班 第1生活再建班、第4収容班、消防救急班、環境班、第1・2医療看護班、ボランティア班
第16節 応急教育と応急保育	応急教育、応急保育の実施	第１ 第２	第1・2教育班 第３供給班
第17節 公共施設等の応急対策	道路・橋梁・河川の応急措置、その他公共施設の安全確保	第１ 第２ 第３	道路班 下水道班 第１災害医療対策班
第18節 災害救助法の適用	災害救助法の適用	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	
第19節 ボランティアの協力	ボランティアの受入	第１ 第２ 第３ 第４	ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、本部統括班、第2調査班、第１災害医療対策班、第１・２要配慮者支援班、国際ボランティア班
第20節 災害応援計画	被災地応援活動の展開、避難者の受入	第１ 第２ 第３ 第４	危機管理課※ 危機管理課※ 危機管理課※
第21節帰宅困難者対策	帰宅困難者への支援	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	本部統括班、道路班、第2教育班
第22節 旋風・突風・竜巻対策	応急対策計画	第１	本部統括班、消防救急班

市災害対策本部体制における担当班名を記載している。
※ 災害対策本部設置前

第１節　応急活動体制

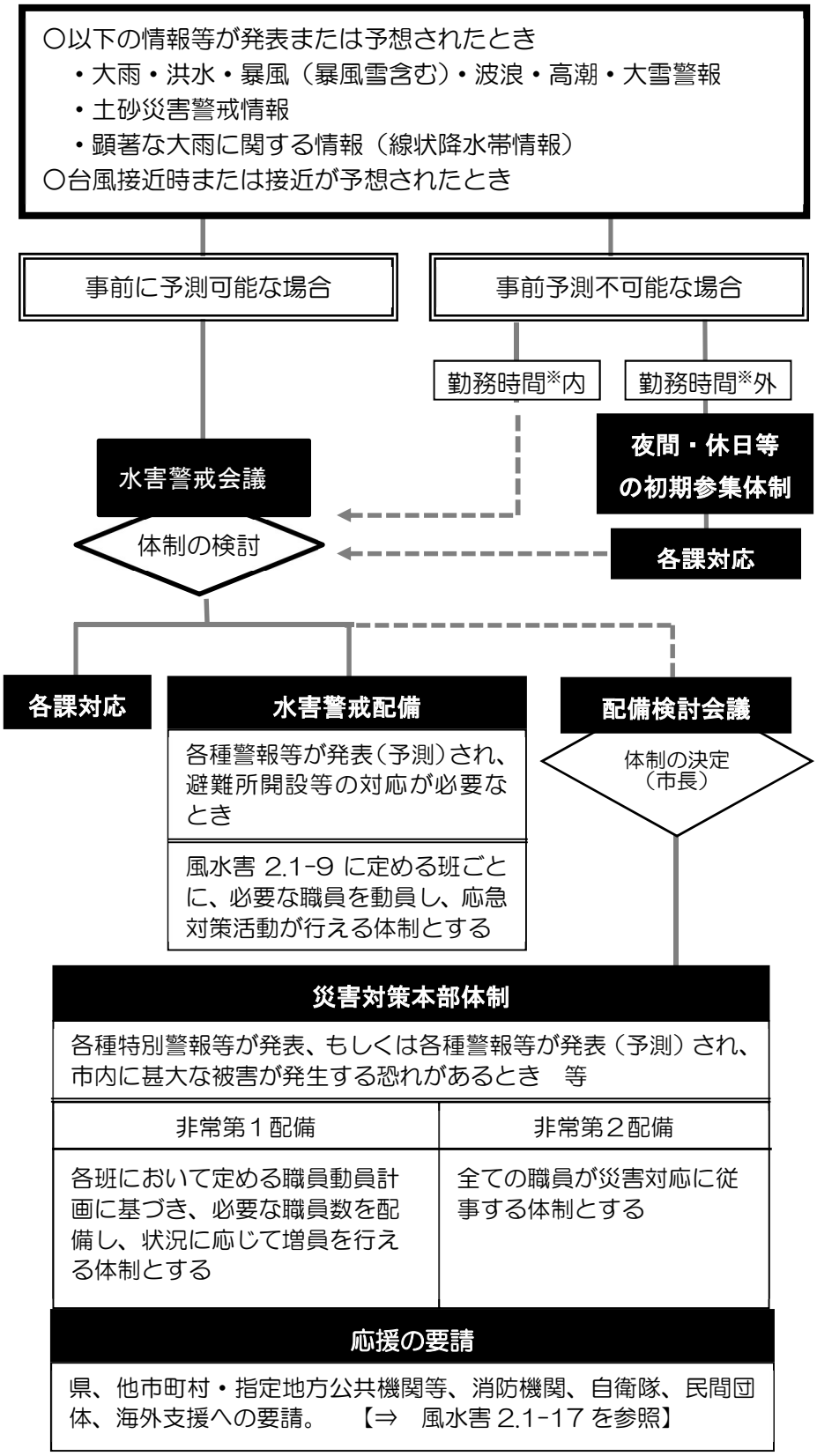

※勤務時間とは平日の午前８時４５分から午後５時１５分をいう

第１　夜間・休日等の初期参集　危機管理課

１．参集条件

勤務時間外に市内に気象に関する警報等が発表されたとき、対応が必要な職員は参集指示を待たずに参集し、対応を実施する。

参集基準	参集職員	参集場所
○大雨・洪水・暴風（暴風雪含む）・波浪・高潮・大雪警報 ○土砂災害警戒情報 ○顕著な大雨に関する情報	危機管理課及び建設局の対応に必要な職員	勤務場所

必要に応じて、防災 MCA 無線などを活用して、関連部署の部課長へ参集の連絡を行う。

２．参集手段

公共交通機関や二輪車、徒歩など、迅速に参集できると思われる手段を考慮し、参集を開始する。日頃から各職員は、公共交通機関の運休や交通渋滞の発生時でも参集できる手段について検討を行うものとする。

第２　配備体制の検討・執行　全ての課

表　風水害時の配備体制の時期及び内容

<table>
<tr><th>区分</th><th>種別</th><th>指揮</th><th>配備時期の目安</th><th>配備体制</th></tr>
<tr><td>災害対策本部設置前</td><td>水害警戒配備体制</td><td>各班長</td><td>１　次の警報等が発表または予想され、水害警戒会議において必要と認めたとき
〇大雨警報〇洪水警報
〇暴風(暴風雪含む)警報
〇波浪警報〇高潮警報
〇大雪警報〇土砂災害警戒情報
〇線状降水帯情報
２　台風の直撃や、長期停電等が予想されるなどの状況により、水害警戒会議において必要と認めたとき
３　その他、市長が必要と認めたとき</td><td>１　災害対策本部体制の班体制のうち、別に定める班（風水害 2.1-9）ごとに、必要な職員を動員し、応急対策活動が行える体制とする
２　事態の推移に伴い、災害対策本部体制に移行しうる体制とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>非常第１配備</td><td rowspan="2">災害対策本部長（市長）</td><td>１　各種特別警報が発表されたとき
〇各種特別警報
２　次の警報が予想または発表され、市長が必要と認めたとき
〇大雨警報〇洪水警報
〇暴風(暴風雪含む)警報
〇波浪警報〇高潮警報
〇大雪警報〇土砂災害警戒情報
〇線状降水帯情報
３　その他、台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあるなどの状況により、市長が必要と認めたとき</td><td>１　災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。
（配備時期１に該当する場合は自動設置）
２　各班において定める職員動員計画に基づき、必要な職員数を配備し、状況に応じて増員を行える体制とする
３　事態の推移に伴い速やかに非常第２配備に移行しうる体制とする</td></tr>
<tr><td>非常第２配備</td><td>市域に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあるときなど、市長が必要と認めたとき</td><td>１　災害対策本部を設置し、全ての職員が災害対応に従事する体制とする
２　交代体制を確保するため、職員を３グループに区分する</td></tr>
</table>

１．配備体制の決定の流れ

① 市内に気象に関する警報等が発表されたとき、もしくは発表が予測されたときには、危機管理課長は水害警戒会議を開催し、水害警戒配備もしくは災害対策本部体制への移行を検討する。

② 水害警戒会議の構成員である各課長は、関係各部局長へ会議の検討結果を報告する。

③ 市長公室長は水害警戒会議の検討結果を市長・副市長に報告する。

④ 市長は、水害警戒会議の検討結果に基づき、水害警戒配備体制の配備についての指示又は災害対策本部体制について検討するための配備検討会議の実施についての指示を行う。

※ 危機管理監は、配備体制の検討及び市長の決定に際して、助言を行う

⑤ 市長は、災害対策本部配備基準に該当するような災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、総合的な応急対策の必要を認めたときは、災害対策本部を設置する。また、状況に応じて、配備体制の再検討を行う。

⑥ 市長が不在の場合は本決定等について、副市長（危機管理担当）、副市長（消防担当）、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。

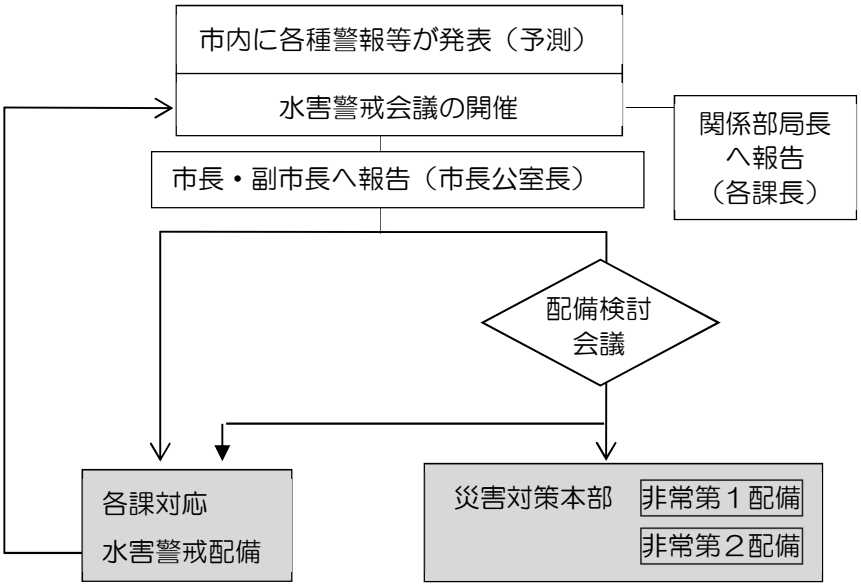

配備体制の検討フロー

※状況に応じ配備体制の再検討

２．水害警戒会議

気象情報をもとに、危機管理課長及び各関係課長（政策企画課、人事課、税務課、戸籍住民課、都市政策課、公園緑地課、道路維持課、下水道河川管理課、宅地課、警防指令課、教育総務課、社会教育課）及び必要課で協議し、水害警戒配備体制及び災害対策本部の設置を検討し、関係部長に報告する。

３．配備検討会議

（１）開催の時期

甚大な被害が予測されるときは、市長は、配備検討会議の開催を決定する。

なお、市長が不在の場合は、副市長（危機管理担当）、副市長（消防担当）、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。また、災害対策本部設置時の本部長（市長）についても上記の順で代理する。

（２）会議の構成員等

配備検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理課に置く。

―――― 配備検討会議の構成 ――――

○ 市長	○ 副市長(危機管理担当、消防担当)
○ 危機管理監	○ 建設局長
○ 健康福祉局長	○ 教育長
○ 教育次長	○ 消防局長
○ 市長公室長	○ 企画財政部長
○ 総務部長	○ 税務部長
○ 市民生活部長	○ 高齢者福祉部長
○ 健康部長	○ 福祉サービス部長
○ こども家庭部長	○ 医療センター事務局長
○ 保健所長	○ 保健所理事
○ 環境部長	○ 経済部長
○ 地方卸売市場長	○ 都市計画部長
○ 都市整備部長	○ 道路部長
○ 下水道部長	○ 建築部長
○ 管理部長	○ 学校教育部長
○ 生涯学習部長	○ 議会事務局長
○ 会計管理者	

（３）代理の出席について

配備検討会議の構成員が出席できない場合は、会議の迅速な開催のため、当該部の担当班長等が代理として出席する。また、代理者の出席も困難な場合は、電話・防災 MCA 無線等で、報告を行うものとする。ただし、構成員の出席状況によらず、市長の判断に基づいて順次、配備検討会議を開催するものとする。

（４）協議事項

配備検討会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

―――― 配備検討会議の協議事項 ――――

ア．被害情報の収集及び分析
イ．県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
ウ．適切な配備体制の検討
エ．市長からの特命事項
オ．その他

4. 水害警戒配備体制

（１）配備時期等

以下の警報等が予想または発表され、水害警戒会議において、避難所の開設など、各班単位での対応が必要となった場合には、市長は水害警戒配備体制を指示する。

⑴ 次の警報等が予想または発表され、水害警戒会議において必要と認めたとき
〇大雨警報　〇洪水警報　〇暴風(暴風雪含む)警報　〇波浪警報
〇大雪警報　〇高潮警報　〇土砂災害警戒情報　〇顕著な大雨に関する気象情報
⑵ 台風の直撃や、長期停電等が予想されるなどの状況により、水害警戒会議において必要と認めたとき
⑶ その他、市長が必要と認めたとき

（２）配備班等

配備を行う班は以下のとおりとし、各班において適切な災害対応を行うために必要な職員数を配備するものとする。

なお、事務分掌については地震・津波災害対策編における災害対策本部事務分掌（地震 2.1-15）を準用する。

班	構成課
本部統括班	〇危機管理課、市民の声を聞く課、広報課、秘書課
第１復旧支援班	〇政策企画課、行政経営課、財政課
第２収容班	〇総務法制課、デジタル行政推進課
職員動員班	〇人事課、職員課
第１調査班	◎税務課、市民税課、資産税課、債権管理課
第１収容班	◎戸籍住民課、自治振興課、三山市民センター、出張所、船橋駅前総合窓口センター
第３収容班	〇国保年金課
第４収容班	〇生活支援課
情報管理班	〇都市政策課、技術管理課、都市計画課
都市施設班	〇都市整備課、公園緑地課、飯山満土地区画整理事務所
道路班	〇道路計画課、道路管理課、道路維持課、道路建設課
下水道班	下水道総務課、下水道河川計画課、下水道建設課、下水道施設課、 〇下水道河川管理課、河川整備課
第２調査班	〇建築指導課、建築課
第２生活再建班	〇住宅政策課、宅地課
第１協力班	会計課、〇選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
第１教育班	〇教育総務課、施設課
第２協力班	〇社会教育課、文化課、青少年課、生涯スポーツ課、公民館、西図書館等
消防救急班	総務課、財務課、〇警防指令課、予防課、救急課、各署

◎〇：課長が班長となる課

※　調査班、収容班については、業務を複数の班で連携して行うため、「◎」の班長が、他の「〇」の班長との総合調整をする

5. 動員の手続き

（１）各課対応

各部局にて定める基準に該当するなど、対応が必要と認めた場合においては、関係各部長が各職員に動員指示を行うものとする。

（２）水害警戒配備体制

市長が水害警戒配備体制を指示したときには、関係各部長が必要な体制配備指令を各職員に行うものとする。

（３）災害対策本部体制

全庁的な対応が必要となった場合には、市長は「災害対策本部」を設置し、災害対策本部体制を指示する。必要な体制配備指令は総務部人事課を通じて行うものとする。

職員の動員の手続は、職員動員班（人事課長）がおおむね次に示すような経路を経て、行うものとする。

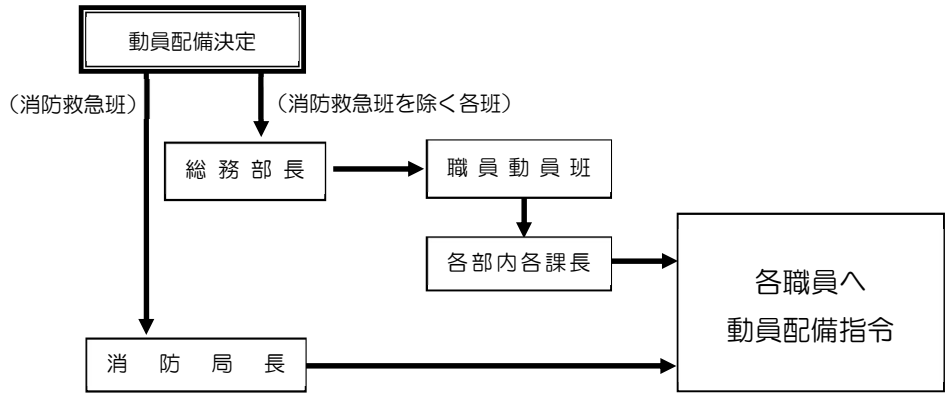

動員配備の手続きの流れ

（４）活動要領の整備等

各部（局）長は、部（局）内の各班の活動要領を定めるとともに、部（局）所属の職員に対して、周知徹底させておくものとし、また休日や夜間等の勤務時間外に配備体制の指示を受けた時も、所属職員に対し、ただちに必要な指示を行えるよう、必要な班員の住所・連絡方法について、常に把握しておくものとする。

6. 職員の配置及び服務

（１）職員の配置

各部（局）長は、職員の参集状況に応じ、順次、災害応急対策のための班を編成するとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア．災害に対処できるよう職員を配置
イ．職員の非常参集方法及び交代方法の措置
ウ．高次の配備体制に移行できる措置
エ．他部（局）への応援の要請

（２）職員動員の報告

消防救急班を除く各班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて、職員動員班に報告する。消防救急班は警防指令課長に報告する。

職員動員班は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長（市長）に報告する。報告の時期については、本部長（市長）が特に指示した場合を除き、60分毎とする。

（３）職員の服務

すべての職員は、各課対応、水害警戒配備体制または災害対策本部体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」に該当する各種警報が発表されたときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、すべての職員とは、常勤職員のほか、定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用短時間勤務職員を含むものとする。

また、応急活動を実施することが困難である者その他本部長（市長）が認める者は動員から除外することができる。

① 主に勤務時間内における遵守事項

ア 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
イ 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
エ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
オ 市民に不安を与えたり、市民の誤解を招かないよう、発言には細心の注意をする。
カ 自らの所属する部班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、部課・（班）長の指示により他の部班への協力を求められたときは積極的にこれを遂行する。

② 主に勤務時間外における遵守事項
ア 夜間・休日等の参集条件（風水害 2.1-4）に該当することを知ったとき、または災害対策本部の自動設置となる警報等（各種特別警報）が発表されたときは、参集指令を待つことなく、各班で定める活動要領等に基づき参集または連絡がとれる体制をとる。 イ 負傷などやむを得ない理由によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段でその旨を所属長へ連絡する。 ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装の着用、飲料水及び食料品１食分とする。 エ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

7. 各部の動員計画

各部長は、災害時における職員動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るとともに、各部長は、作成もしくは修正した計画を随時、総務部長に報告する。

なお、消防局長においても同様の対応を行うものとする。

第３　災害対策本部　全ての課

１．設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

⑴ 次の警報等が発表されたとき
　〇各種特別警報
⑵ 次の警報等が予想または発表され、市長が必要と認めたとき
　〇大雨警報　〇洪水警報　〇暴風(暴風雪含む)警報
　〇波浪警報　〇高潮警報　〇大雪警報
　〇土砂災害警戒情報　〇顕著な大雨に関する気象情報
⑶ その他、台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあるなどの状況により、市長が必要と認めたとき

２．本部の設置場所

本部の設置場所は原則として市役所本庁舎９階危機管理課及び災害対策本部室に置く。ただし、設置することが不可能な場合は、消防指令センター6 階に置く。

なお、非常第１配備において、本部の運営に支障がない場合においては、本部室を設置せず、各執務場所において、執務を行うものとする。

３．本部の設置または廃止の通知

本部を設置または廃止した場合は、次表の各連絡担当者は、ただちに、以下のとおり電話その他適切な方法により通知する。

（１）報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・班	本部統括班	庁内放送・市防災行政無線 防災 MCA 無線 FAX・電話・口頭 その他迅速な方法
市役所出先機関	各主管部 担当班	市防災行政無線・防災 MCA 無線 FAX・電話・口頭 その他迅速な方法
市民	本部統括班	市ホームページ(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ) ふなばし減災ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄｳｪﾌﾞｻｲﾄ 市防災行政無線・広報車 ふなばし防災エリアメール ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）・LINE・FAX・市公式アプリ「ふなっぷ」X（旧ツイッター）・フェイスブック・Youtube 報道機関　その他迅速な方法
県知事 （県葛南地域振興事務所 地域防災課） 各警察署長 その他 市防災会議委員	本部統括班	県防災情報システム 県防災行政無線・防災 MCA 無線 FAX・電話 その他迅速な方法
隣接市	本部統括班	県防災情報システム 県防災行政無線・FAX・電話 その他迅速な方法
報道機関	本部統括班	電話・口頭または文書

（２）その他

災害対策本部（非常第２配備）が設置されたときは、本部設置建物正面玄関に「船橋市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、あわせて本部員会議等の設置場所を明示するなどして、市民等の問合せの便宜を図るよう努めるものとする。

４．組織・運営等

本部の組織及び運営は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

（１）組織

① 災害対策本部

本部の組織は、次のとおり構成する。

災害対策本部員会議	本部長（市長）
	副本部長（副市長）
	危機管理監
	本部長付（建設局長　健康福祉局長　教育長　教育次長）
	本部員（市長公室長　企画財政部長　総務部長　税務部長　市民生活部長　高齢者福祉部長　健康部長　保健所長　保健所理事　福祉サービス部長　こども家庭部長　環境部長　経済部長　地方卸売市場長　都市計画部長　都市整備部長　道路部長　下水道部長　建築部長　議会事務局長　会計管理者　医療センター事務局長　管理部長　学校教育部長　生涯学習部長　消防局長）
本部連絡員	各班管理職等

統括責任者	災害対策本部構成班
市長公室長	本部統括班　　国際ボランティア班
企画財政部長	第１復旧支援班　　第２復旧支援班
総務部長	第２収容班　　職員動員班
税務部長	第１調査班
市民生活部長	第１収容班　　ボランティア班
高齢者福祉部長	第１要配慮者支援班
健康部長	第２災害医療対策班　第３収容班 第２医療看護班
保健所長	第１災害医療対策班
福祉サービス部長	第１生活再建班　　第２要配慮者支援班 第４収容班
こども家庭部長	第３供給班
環境部長	環境班
経済部長	第１供給班
地方卸売市場長	第２供給班
都市計画部長	情報管理班
都市整備部長	都市施設班
道路部長	道路班
下水道部長	下水道班
建築部長	第２調査班　　第２生活再建班
議会事務局長	議会班
会計管理者	第１協力班
医療センター事務局長	第１医療看護班
管理部長	第１教育班
学校教育部長	第２教育班
生涯学習部長	第２協力班
消防局長	消防救急班

② 災害対策本部事務分掌

災害対策本部の構成及び事務分掌は応急対策計画における災害対策本部事務分掌に準じるものとする。

③ 本部員会議

現在の被害及び対応状況について、情報共有を図るため、本部に本部員会議を置く。

本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部長付、本部員及び本部員が必要と認めた本部職員で構成する。なお、本部員が会議に出席できない場合は、当該部の担当班長等が代理として出席する。また、代理者の出席も困難な場合は、電話・防災 MCA 無線等で報告を行うものとする。

（２）本部の運営等

① 本部室の設置

本部長（市長）は、災害対策本部体制としたときは、速やかに本部室を設置する。

ただし、非常第１配備において、本部室を設置せずとも本部の運営に支障がない場合はこの限りではない。

ア 報告事項

本部長、副本部長、危機管理監は、本部室の設置後に参集し、各班の状況報告を基に対応方針を検討する。必要に応じて本部長付及び本部員本部へ招集する。

イ 協議事項

本部室における協議事項は、その都度災害の状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

―――― 本部室におけるの協議事項 ――――

○ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
○ 災害救助法の適用に関すること
○ 災害応急対策方針の検討に関すること
○ その他災害対策の重要事項に関すること

② 本部室の運営上必要な資機材等の確保

本部統括班は、本部室が設置されたときは、次の措置を講ずる。

ア 本部室開設に必要な資機材等の準備

○ 市災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
○ 被害状況図板・ホワイトボード等の設置
○ 住宅地図の確保
○ ラジオ・テレビ・パソコン・コピー機（プリンター）の設置
○ 被害状況連絡票その他の書式類の確保
○ その他必要資機材の確保

イ　通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

○　防災MCA無線

○　電話

○　ＦＡＸ

ウ　自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

③　本部の標識等

本部室が設置されたときは、市役所本庁舎玄関に「船橋市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員会議等の設置場所を明示する。

（３）市災害対策本部の廃止の決定

本部長（市長）は、市域において災害が発生する危険が解消したと認めた時、または災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、本部を廃止する。その決定方法については、配備体制の検討の場合に準ずるものとする。

（４）保健活動地区拠点

①　保健活動地区拠点を設置する時

保健活動地区拠点は、必要に応じて災害対策本部設置時（非常第２配備時）に、各保健センターに設置される。

②　保健活動地区拠点の要員

保健活動地区拠点は、第１・２災害医療対策班の職員及び全所属の保健師のうち、保健活動地区拠点に直接参集すると指定されている者で構成される。

第４　応援の要請・受援体制　全ての課

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第１節 応急活動体制　第６ 応援の要請・受援体制』を準用するものとする。

第２節　情報の収集・伝達

第１　情報連絡体制　本部統括班・第２収容班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第２節 情報の収集・伝達　第１情報連絡体制』を準用するものとする。

第２　気象等注意報・警報　本部統括班

１．気象等注意報・警報の受領・伝達

気象に関する注意報・警報等の受領及び伝達は水防本部設置以後は本部統括班※が担当する。危機管理課長は、注意報・警報等を受領した場合、速やかに市長、副市長、消防局長、市長公室長及び危機管理監に報告するとともに、関係各課長に伝達する。

伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

勤務時間内における受領・伝達系統は、以下に示すとおりとする。

なお、勤務時間外における受領・伝達は、本章『第３部 第２章 第１節 第２　5．動員の手続き』に準じて行う。

※各課対応時は危機管理課

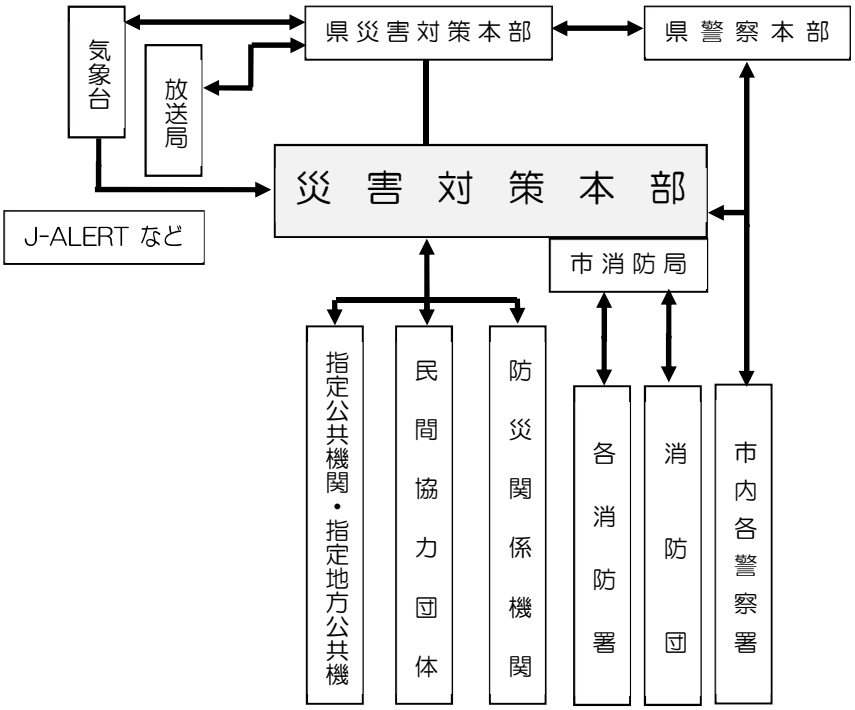

市本部を中心とする通信連絡系統図

〈資料 21　気象警報・注意報・情報の種類と発表基準〉

〈資料 22　水防警報の種類、内容及び発表基準〉

２．民間気象情報の収集・伝達

（１）実施担当者

応急対策を実施するため市が必要とする民間気象情報の収集・伝達については、本部統括班※が担当する。

（２）気象解析

市域の地域的気象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を実施し、市が対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。

（３）気象情報の伝達

本部統括班※は、その必要があると認める場合は、気象情報を市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、市長公室長、危機管理監、建設局長及び関係各課等に報告または伝達する。

なお、受領及び伝達系統並びに要領については、気象等注意報・警報に準じて行う。

３．異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、ただちに本部統括班※へ伝達する。また、発見者から通報を受けた警察官等も同様にただちに本部統括班※へ伝達する。

本部統括班※は、受領した事項について、県防災危機管理部防災対策課、気象庁銚子地方気象台その他の関係機関に通報する。

通報すべき異常現象は、例えば、次のようなものが想定される。

（１）気象

① 突風、竜巻

② 強い降雹

③ 激しい雷

④ 記録的短時間大雨（ゲリラ豪雨）

（２）水象

① 河川・東京湾の異常な水位（潮位）上昇

② 異常な湧水

③ 洪水

（３）地象

① 地割れ（亀裂）

② 地すべり（土塊の移動）

③ がけ崩れ、山崩れ

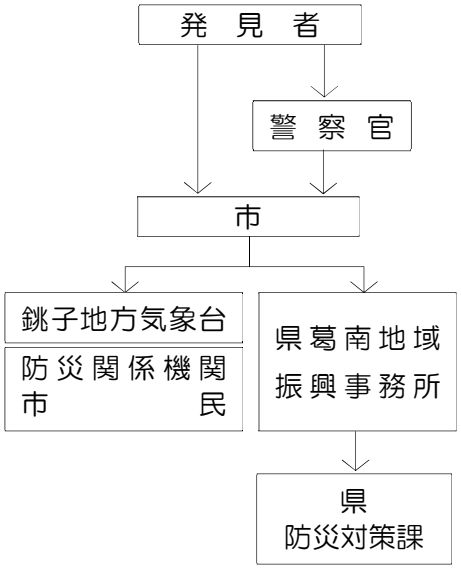

※各課対応時は危機管理課

〈資料 21 気象警報・注意報・情報の種類と発表基準〉

〈資料 22 水防警報の種類、内容及び発表基準〉

4. 火災警報

（1）市の対応

本部統括班は、銚子地方気象台長から県知事に通報された火災気象通報、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令等火災予防上適宜な措置を講ずる。

（2）市民・企業の対応

市が火災警報を発令したときは、市の区域に在る者は、船橋市火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第３　水防警報等　本部統括班

１．水防警報の受領・伝達

水防警報は、水防法第１６条に基づき千葉県知事が指定する河川および海岸において、河川等が所定の水位達し、洪水、高潮等によって災害が発生する恐れがあるときに県知事等が発表し関係市町村に通知される。

本市域における水防警報は、県知事が指定する海老川、真間川、千葉港海岸船橋地区に関し発表される。

県知事により発表された水防警報の受領及び伝達は、本部統括班※が担当する。

※各課対応時は危機管理課

本部統括班※は、警報を受領した場合、速やかに市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、建設局長、消防局長、市長公室長及び危機管理監に報告するとともに、関係各課長に伝達する。伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。勤務時間内における受領・伝達系統は、以下に示すとおりとする。

なお、勤務時間外における受領・伝達は、本章『第３部 第２章　第１節　第１．夜間・休日等の初期参集』に準じて行う。

※各課対応時は危機管理課

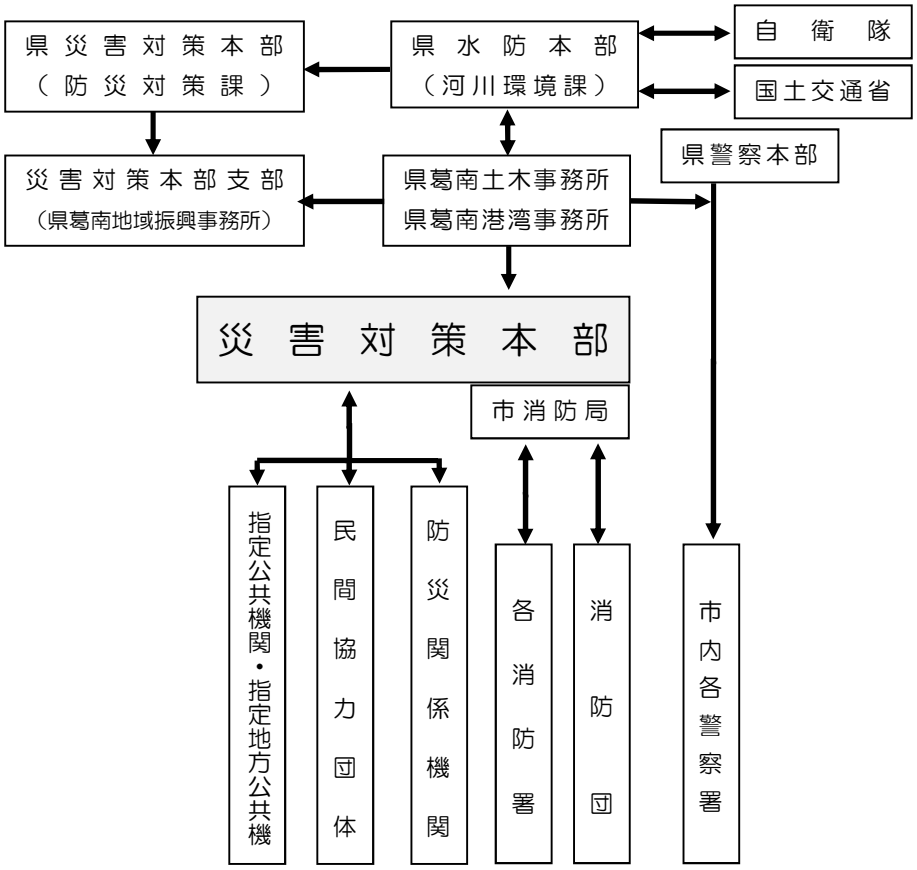

市本部を中心とする水防警報の通信連絡系統図

〈資料 16 船橋市河川一覧〉

〈資料 22 水防警報の種類、内容及び発表基準〉

２．土砂災害警戒情報の受領・伝達

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第２７条及び気象業務法第 11 条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同で市町村ごとに発表し、千葉県より関係市町村に通知される。

県から通知された土砂災害警戒情報の受領及び伝達は、本部統括班※が担当する。

本部統括班※は、情報を受領した場合、速やかに市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、建設局長、消防局長、市長公室長及び危機管理監に報告するとともに、関係各課長に伝達するとともに、周辺住民に対して避難情報を発令する。

伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

その他受領・伝達系統については、「第２　気象等注意報・警報」の場合に準じて行うものとする。

※各課対応時は危機管理課

表　防災気象情報の段階的な発表

大雨	気象台が発表する気象情報	市の対応
約１日前 大雨の可能性が高くなる	大雨に関する気象情報 警報・注意報に先立ち発表	・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集
半日～数時間前 大雨始まる	**【大雨注意報】** 警報になる可能性がある場合はその旨予告	・注意呼びかけ （市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）等）
強さ増す	大雨に関する気象情報 雨の状況や予想を適宜発表	・警戒すべき区域の巡視
数時間前 ～1、２時間前	**【大雨警報】** 大雨の期間、予想雨量、警戒を要する事項などを示す	・避難場所の準備・開設 ・必要地域に高齢者等避難発令 ・応急対応体制確立
大雨が一層激しくなる	大雨に関する気象情報 刻一刻と変化する大雨の状況を発表	
被害の拡大が懸念される	**【土砂災害警戒情報】** 土砂災害の危険度がさらに高まった場合	・必要地域に避難指示発令 ・避難呼びかけ（防災行政無線・広報車など）
広い範囲で数十年に一度の大雨	**【大雨特別警報】** その後も降り続き、降水量が警報基準大きく超えるような大雨の場合	・特別警報が発表され、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であることを住民へ周知 ・ただちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ

第４　雨量・水位情報の収集・伝達　本部統括班・下水道班

雨量情報の収集・伝達は本部統括班※が行い、水位情報の収集・伝達は下水道班※が行う。

なお、以下の基準以上の雨量が観測された場合は、千葉県よりメールが危機管理課長・都市政策課長・下水道河川管理課長へ自動配信され、時間雨量６０mmを超える雨量が観測された場合は、千葉県土木事務所長から危機管理課長へ電話連絡により直接伝達が行われる。

① 10 分間雨量　15mm
② 時間雨量：30mm（注意値）50mm（警戒値）
　累加雨量：80mm（注意値）130mm（警戒値）
③ 氾濫注意水位を超えた河川

また、水位情報の通報基準及び間隔等は、以下のとおりである。

① 通報水位に達したとき
　以後通報水位を下るまでの間、60 分毎に行う
② 警戒水位に達したとき
　以後警戒水位を下るまでの間、30 分毎に行う

※各課対応時は危機管理課、下水道河川管理課

第５　被害状況の収集・伝達　本部統括班・第１調査班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第２節 情報の収集・伝達　第４ 被害状況の収集・伝達』を準用するものとする。

第６　罹災証明書等の発行・減免にかかる調査

第１・２調査班・第１供給班

当項目のうち、特に記載のない事項については、『第２部　地震・津波災害対策編　第２章　応急対策計画　第２節　情報の収集・伝達　第５　罹災(被災)証明書等の発行・減免にかかる調査』を準用する。

１．風水害の被害調査

建設局、消防局による活動、また、市民等から寄せられる通報により蓄積される被害状況は、各課対応、水害警戒配備、災害対策本部の何れの体制にあっても、情報を受けた者が所定の連絡票に漏れなく記載し、各課でＧＩＳ等入力後、危機管理課に速やかに引継ぎ、被害発生と対応状況の把握、分析、対応に常に努めなければならない。

２．災害対応情報の取扱いと報告

（１）各課対応・水害警戒配備時の災害対応状況報告

（建設局内）

都市政策課は局内各課へＧＩＳ入力の期日を通知し、各課は直接受電した情報などを元に活動情報、災害種別等の入力作業を行う。

なお、蓄積されたＧＩＳデータは都市政策課が集計し、危機管理課へ報告する。

（消防局）

消防局は指令センターで受付けした 119 番通報等及び、災害出動の情報を消防局独自のシステムへ入力しており、警防指令課は危機管理課へのデータ提供のタイミングや書式について、事前の調整を図らなければならない。

また、各隊の活動状況報告は帰署（所）の後に処理されることから、提供データの作成には時間を要することに十分に留意すること。

（危機管理課）

市域の被災、対応状況の把握はＧＩＳを通じてある程度の確認は出来るが、県速報など災害統計データとするには活動が完結していることが条件となる。

一方、定期的な被災状況の取りまとめ、報告、広報への対応は災害時の市としての責務であることから、受電時の現況聴き取り、現場対応者からの経過連絡等で得られる情報を含め、常に収集と整理に心掛けなければならない。

また、災害対応時には各課へのＧＩＳ入力、情報提供を迅速かつ継続して行うよう依頼するとともに、精査、集計した情報は広く各課との共有を図り、罹災業務を進めるために必要となる統計資料の作成を行う。

（２）災害対策本部の体制時

（現場対応を行う各班）

災害対策本部にて受電した被災情報は、情報管理班、都市施設班、道路班、下水道班、第２生活再建班が現地被害状況調査、応急復旧の手配等を実施する。その報告内容を、各班のＧＩＳ担当が入力を行い、情報管理班は集計を行った上で、本部統括班へ報告する。

（本部統括班）

災害対策本部の本部統括班は、被害情報の記録、整理、報告の一環として入力されたＧＩＳデータ、並びに市民等から通報のあった案件を精査し、県速報のための資料を取りまとめるとともに、罹災証明書の発行事務を実施する部署が、調査を速やかに開始できるよう資料を作成し、引継ぎの準備を行う。

３．罹災（被災）業務の実施

（１）罹災（被災）業務と担当する部署の決定

罹災（被災）業務は主に、風水害にかかる緊急、応急活動が終息した後に以下を行う。

①被災物件の詳細な状況の確認

②所有者等の求めにより罹災申請による現地調査を行い、罹災証明書を発行

③罹災件数の統計、並びに照会への回答

などの事務を行うものであり、罹災事務を担当する部署は、市長公室長と税務部長による協議を経て、危機管理課、税務部の何れかを指示する。

（２）罹災業務を担当する部署への依頼

（税務部が担当する場合）

市長公室長は、災害対策本部を設置し、風水害への対応を実施した翌日以後、速やかに税務部長へ被害状況を報告するとともに、罹災の現地調査の対象物件を引継ぎ、罹災業務を依頼する。

税務部長は被災状況に応じて税務部職員による罹災調査チームを編成し、罹災調査の対象として引継ぎを受けた物件の調査を実施して、罹災証明書の発行を行う。

（危機管理課が担当する場合）

風水害による現場調査の必要がある物件、もしくは罹災申請による罹災証明書発行の求めがあった際には、危機管理課の職員が中心となり、他課の応援を受けて罹災調査チームを編成して現場調査を実施し、罹災証明書の発行を行う。

４．罹災業務関連部署への情報提供

罹災業務を担当する部署は、現地調査により被災程度が確定し、罹災証明書を発行した物件については速やかに被害状況報告データを更新するとともに、精査された被害状況報告データを罹災業務関連部署で共有する。また、本部統括班は被害状況データが更新された際は、速やかに県災害報告の経過報を登録する。

５．罹災事務の実施期間と引継ぎについて

（１）概ねの活動期間と状況整理、評価

各課対応、水害警戒配備体制、災害対策本部の何れの体制においても、税務部が罹災事務を行う場合には、発災から１ヶ月程度を活動期間の区切りとし、都度、状況の整理、評価等を行い、市長公室長、税務部長との間で事務引継ぎに関する協議を行う。

（２）罹災事務の引継ぎ

（１）の協議により、罹災業務の引継ぎは支障無いと判断されたとき、税務部は業務引継ぎ先である危機管理課との協議を十分に行い、罹災事務、及び各種データ一式について、十分な説明を行った後に引継ぐものとする。

第３節　災害時の広報

第１　広報活動の内容　本部統括班

本部統括班※は本部長（市長）の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

広報活動は、広報車や防災行政無線、防災 MCA 無線、防災ラジオによる情報伝達のほか、災害対策本部や避難所での掲示、市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、FAX、架電、ふなばし防災エリアメール、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」及びふなばし減災プロジェクトウェブサイトでの情報発信によるものとする。

主な広報活動の内容
⑴ 災害発生時の広報 ア．２次災害防止に関すること ○　下水道・排水路・河川への排水抑制の呼びかけ ○　ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意 ○　パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ イ．災害情報及び被災状況に関すること ○　浸水地域の状況 ○　建物破壊の状況 ○　火災の状況 ○　がけ崩れその他土砂災害地域の状況 ウ．市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○　本部の設置 ○　避難所・救護所の設置 エ．避難に関すること． ○　避難情報の伝達 ○　避難誘導方法・避難道路の周知 ○　避難所の周知 ○　要配慮者保護その他避難の際の注意の呼びかけ オ．その他必要な事項 ⑵ 罹災者に対する広報 ア．避難所・救護所の開設状況 イ．医療救護、衛生知識の周知 ウ．応急給水、応急給食等の実施状況 エ．通信施設の復旧状況 オ．道路交通状況 カ．バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 キ．被災地の状況 ク．その他必要な事項

※各課対応時は危機管理課

第２項　警察署（船橋警察署・船橋東警察署）から第６項　京葉瓦斯（ガス）株式会社については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第３節 災害時の広報　第１実施機関とその分担』の『２．警察署（船橋警察署・船橋東警察署）』～『６．京葉瓦斯（ガス）株式会社』を準用するものとする。

第２　広報の実施手順　本部統括班・消防救急班・第２復旧支援班

１．広報活動の決定

広報活動を実施する決定は本部統括班※が行う。

災害時に市が行う広報活動は、おおよそ、次の２つの場合が想定される。

※各課対応時は広報課

(1) 本部（長）の自主的な判断による場合
(2) 各担当部、防災関係機関からの広報依頼による場合

いずれの場合についても広報情報の不統一を避ける点から、指揮命令系統を次のとおりとし広報ルートの一本化を図る。

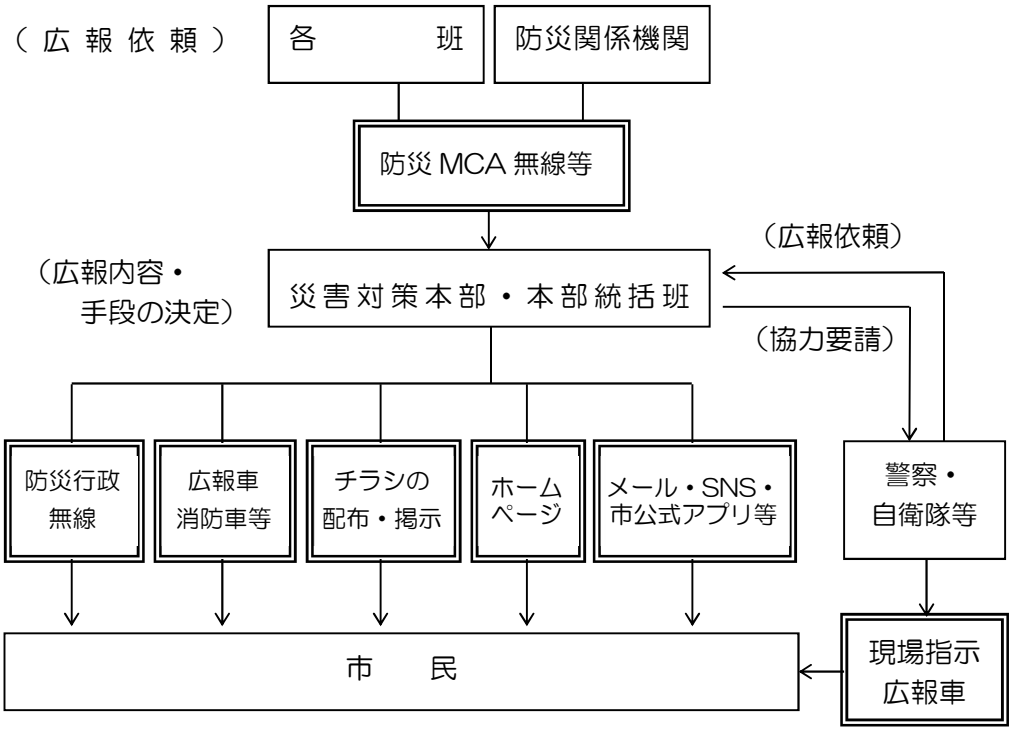

２．広報活動の方法（手段）

（１）防災行政無線（固定系）

固定系親局（危機管理課無線室操作卓及び消防局警防指令課遠隔制御器）から市内各所に設置した子局を通じて、市内全域に必要な情報を同時に伝達できる。

なお、操作により地域別・子局別の放送も可能である。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア．避難情報等 イ．河川等の状況に関する情報 ウ．その他	○　事態の切迫してる感じをまず伝えること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ●　音量・音質・響鳴を考慮 ●　ゆっくり正確に伝える。 ●　３回以上繰り返す。
一　斉　伝　達 ア．災害発生直後の出火防止初期消火の呼びかけ イ．災害発生直後の要配慮者保護、人命救助の協力呼びかけその他注意事項 ウ．安心情報 エ．市本部、救護所の設置等応急対策の実施状況	○　市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ●　音量・音質・響鳴を考慮 ●　ゆっくり正確に伝える。 ●　３回以上繰り返す。

（２）広報車の利用

本部統括班※は、拡声器付き車両などを出動させ、広報活動を実施する。

また、必要に応じ警察等にも広報活動を要請する。

なお、広報車による広報は、音声のみによらず、チラシなど印刷物の配布に努める。

※各課対応時は広報課

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア．避難情報等 イ．河川等の状況に関する情報	○　事態の切迫してる感じをまず伝えるよう努めること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ●　音量・音質・響鳴を考慮 ●　ゆっくり正確に伝える。 ●　３回以上繰り返す。 ●　車両をゆっくり運行させる。
時期または地域を限定した伝達 ア．河川等の状況に関する情報 イ．防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ．安心情報 エ．生活関連情報 オ．通信施設の復旧状況 カ．道路交通状況 キ．医療機関の活動状況	○　市本部体制が着実に活動してる感じをまず伝えるよう努めること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ●　音量・音質・響鳴を考慮 ●　ゆっくり正確に伝える。 ●　３回以上繰り返す。 ●　車両をゆっくり運行させる。

（３）本庁舎、保健活動地区拠点及び避難所における掲示等

本部統括班※は、情報の途絶による無用な混乱を防止するため、可能な限り印刷物の配布もしくは掲示に努める。なお、印刷物の掲示または配布については、本庁舎では本部統括班職員が、保健活動地区拠点及び避難所おいては、各施設担当職員が行うものとする。

※各課対応時は広報課

（４）インターネット・メール・SNS 等の活用

本部統括班※は、非常災害時における災害情報等を、市ホームページに掲載し、必要に応じてふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、市公式 X（旧ツイッター）、フェイスブック、ふなばし減災プロジェクトウェブサイトにおいて情報の速報を行う。

また、住民からの被害状況等の情報を、電子メールにより受入れる。

※各課対応時は広報課

第３　報道機関への発表・協力要請　本部統括班・消防救急班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第３節 災害時の広報　第３　報道機関への発表・協力要請』を準用するものとする。

第４節　消防・救急救助活動等

第１　消防活動　消防救急班

１．初期活動

市内に相当の被害が発生したとき、消防救急班※は、事前計画に基づきただちに警防本部、署隊本部を設置する。

参集職員をもって部隊の増強を図る。

―――― 初期活動のあらまし ――――

⑴ 情報収集（被害状況の把握）
⑵ 警防本部（消防団警防本部）、署隊本部の設置
⑶ 全無線局の開局及び点検
⑷ 車両・機材等の安全確保、出動車両・機材の増強
⑸ 受援体制の有無決定
⑹ 重要防ぎょ地域の状況把握

２．消防団の活動

警防本部内に消防団警防本部を設置する。

（１）情報の収集

各分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を署隊本部及び消防団警防本部に報告する。

また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。

その他必要な情報の収集・報告を行うとともに署隊本部あるいは消防団警防本部からの指示命令の伝達を行う。

（２）救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

（３）避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

３．受援計画

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第４節 消防・救急救助活動等　第１ 消防活動　４．受援計画』を準用するものとする。

第２　救急救助活動　消防救急班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第４節 消防・救急救助活動等　第２ 救急救助活動』を準用するものとする。

第３　危険物・毒劇物等対策　消防救急班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第４節 消防・救急救助活動等　第３ 危険物・毒劇物等対策』を準用するものとする。

第５節　水防活動

第１　活動内容　全ての班

１．活動内容

① 巡視・警戒活動

冠水が予想される道路、主要な河川、下水道施設、街路樹、公園の他、土砂災害警戒区域等の監視や観測による状況把握に努めるとともに必要に応じた緊急措置を講ずる。

また、災害対策本部の各班は、ただちに水防用資機材等の設備の準備を整える。水門、ポンプ場等を操作した場合は、内水の溢水について警戒する。

② 消防団の活動

消防救急班は、消防団の活動を必要とする場合、消防団長にその旨を通知する。

通知を受けた消防団長は、各方面隊長及び分団長に指令し、消防団員を水防活動に従事させる。

③ 安全確保

洪水、津波または高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も水防活動従事者の安全を確保する。

④ 避難、救出活動

本章第４節　「消防・救急救助活動等」及び第８節　「避難対策」の定めるところを準用し行う。

⑤ 活動の記録

水防活動を行った時はその状態を正確に記録する。

⑥ 協力応援

水害発生時またはそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、または水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。また、水防のため必要があると認めるときは、船橋警察署及び船橋東警察署の援助並びに自衛隊の部隊派遣等を要請する。

⑦ 水防報告

ア　災害速報

本部長（市長）は、次の場合は速やかに千葉県防災情報システムにより県知事に報告する。

○　災害対策本部を設置したとき。

○　消防団等を出動させたとき。

○　他の水防管理者に応援を要請したとき。

○　破堤、氾濫したとき。

○　その他必要と認める事態が生じたとき。

イ　災害総括報告

本部長（市長）は、各種水防活動が終結したときは、遅滞なく、所定の事項につき、千葉県防災情報システムにより県知事に報告する。

２．県の体制及び活動内容

県の本庁の県土整備部関係各課員並びに県土整備部の各出先機関は、銚子地方気象台から大雨、洪水、高潮等の注意報が発表されたときは、速やかに水防計画に基づき、水防本部事務局（県土整備部河川環境課）の指令により水防準備体制に入ることとなっている。

さらに、事態の推移に応じた水防配備体制をとり、水防活動に万全を期することとなっている。

第２　重要水防区域　全ての班

千葉県水防計画に定める市内の重要水防箇所は、次のとおりである。

表　市内の重要水防区域　　（水位状況は A.P.+）

河川名称	二級河川・海老川	
管理者	県葛南土木事務所	
重要度	種別：堤防断面	階級：Ａ（最も重要な区間）
重要水防区域箇所	夏見（八栄橋～富士見橋）	
延長	右岸：900m	左岸：900m
重要なる理由	堤防高不足	

〈資料 16 船橋市河川一覧〉

第３　高潮・波浪　全ての班

表　高潮・波浪の警報・注意報発表基準　（基準値は T.P.+）

予報	災害	基準値	
警報	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	3.9m
注意報	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	1.8m

第６節　土砂災害対策

第１　現地調査及び警戒 第２調査班・第２生活再建班・消防救急班

１．現地調査

第２調査班及び第２生活再建班※が次に掲げる事項について、情報収集のための現地調査を行う。

※各課対応時は建築部

① 区域内における急傾斜地の地表及びわき水の状況
② 区域内における急傾斜地の亀裂の有無
③ 区域内における急傾斜地の竹木等の傾倒の状況
④ 区域内における急傾斜地の建築物等の損壊等の状況
⑤ 区域内の住民及び滞在者の数
⑥ その他災害に関する状況

２．警戒

（１）特に警戒するべき時期

①強い降雨が予想される場合

強い降雨を伴う台風等が接近・通過もしくは大雨警報（土砂災害）が発表され、気象情報によりさらに降雨が予想される場合には、避難所等を開設し、周辺住民に対し注意喚起（高齢者等避難）を行う。

②土砂災害警戒情報の発表

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害の発生するおそれが高まった場合に、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害の危険度分布等にて総合的に危険と判断した場合、避難指示の発令により、周辺住民に対し周知徹底するとともに、避難に対する即応体制を図るものとする。

③ 次に掲げる基準雨量が観測された場合

なお、『第３部 第２章 第８節 避難対策』に定める基準雨量等が観測された場合は、必要な応急措置を講じるものとする。

（２）消防団の待機、活動について

消防団の水防活動が必要と認められる場合、対象とする消防団員を自宅、または消防団器庫で待機を行うものとする。

※土砂災害による、警戒レベルを用いた避難情報発令基準は『第３部 第２章 第８節 避難対策』による

第２　広報及び避難体制

本部統括班

１．広報体制

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第３節　災害時の広報』を準用するものとする。

２．避難体制

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第７節　避難対策』を準用するものとする。

第７節　警備・交通対策

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第５節 警備・交通対策』を準用するものとする。

第８節　避難対策

第１　避難情報の発令基準　本部統括班

１．避難情報

本部長（市長）は、以下の基準に従い、避難情報を発令するものとする。

避難情報を発令した場合、本部統括班は、速やかにその旨を知事に報告するとともに、避難対象地域、避難場所、避難における注意事項などを防災行政無線、広報車、メール、SNS、Ｌアラート（災害情報共有システム）によるテレビ・ラジオ・インターネットなどを用いて周知を行い、適切な避難行動を働きかけ、市民等の安全確保を図る。

また、災害による危険が去り、避難情報を解除する場合も同様とする。

２．警戒レベルを用いた避難情報の発令

市が発令する避難情報の緊急性を、よりわかりやすくするために、最も危険度の高いレベルを５としたレベル付けをして、公表する運用を行う。

表　警戒レベルを用いた避難情報及び避難行動等

警戒レベル	避難情報等	避難行動等	警戒レベル相当情報 （防災気象情報）
警戒レベル５ 「危険（紫）」	**緊急安全確保**	**命を守るための最善の行動を取る** ※すでに災害が発生している状況	警戒レベル５相当情報 大雨特別警報 氾濫発生情報　等
警戒レベル４ 「警戒（赤）」	**避難指示**	**危険な場所にいる人は全員避難** ※安全な場所へ避難	警戒レベル４相当情報 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報　等
警戒レベル３ 「注意（黄）」	**高齢者等避難**	**危険な場所にいる高齢者等は避難** ※避難に時間を要する人とその支援者は避難	警戒レベル３相当情報 大雨警報（土砂災害） 洪水警報　等
警戒レベル２	大雨注意報 洪水注意報　等 ※気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認	
警戒レベル１	早期注意情報 ※気象庁が発表	災害への心構えを高める	

※警戒レベル相当情報（防災気象情報）が気象庁等から発表されても、市は様々な情報をもとに避難情報を発令するため、必ずしも警戒レベル相当情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるものではない

３．土砂災害の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・土砂災害の発生、または土砂災害の兆候が確認されたとき
【警戒レベル４】 避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害警戒判定メッシュ情報等にて総合的に危険と判断したとき
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・強い降雨を伴う台風等が接近・通過、もしくは大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が予想されるとき

４．真間川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき
【警戒レベル４】 避難指示	・鬼越水位が氾濫危険水位（3.23m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・鬼越水位が氾濫注意水位（2.70m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき

※避難情報は、市川市と情報共有を図りながら発令する。

５．海老川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき
【警戒レベル４】 避難指示	・船橋本町水位が氾濫危険水位（2.60m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・船橋本町水位が氾濫注意水位（2.20m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき。

６．長津川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・氾濫発生を確認し、多くの被害が予想されるとき。 ・河川管理施設の大規模な異常を確認したとき。
【警戒レベル４】 避難指示	・降水が継続する予測がある中で、水位データや河川巡視報告、住民の通報により、決壊、湧水、浸水の可能性が高まり、多くの被害が予想されるとき。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・長津川調節池（内または外）において、氾濫注意水位（内 7.5m、外 6.1m）に達し、今後の降水予測により引き続き水位上昇が見込まれるとき。

７．江戸川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・氾濫発生情報が発表されたとき。 ・市川市域で堤防決壊、越水の情報が入ったとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。
【警戒レベル４】 避難指示	・可動堰上観測所の水位が堤防天端高（6.67m）に達することが予想されるとき。 ・市川市域の堤防で漏水等発見の情報が入ったとき。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・可動堰上観測所の水位が市川市の避難情報の判断・伝達マニュアルにおいて避難指示に相当する水位となったとき。

第２　津波注意報・警報発表時の避難

本部統括班、第 2 教育班、第 1･2 要配慮者支援班、第 3 供給班、第 1 復旧支援班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第７節 避難対策　第１ 津波注意報・警報発表時の避難』を準用するものとする。

第３　避難行動要支援者等の避難支援

第 1・2 災害医療対策班・第 1・2 要配慮者支援班

【災害対策本部体制時を想定している】

１．避難支援の実施

避難行動要支援者の安否確認、救出・救護、避難誘導は、町会・自治会等が管理する安心登録カード登録者名簿を基に、町会・自治会活動や安心登録カード事業の仕組みを通じた地域ぐるみの支援体制により行う。

また、市より、要配慮者が早期に避難できるよう、避難準備情報の発令・伝達や、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）・FAX・文字放送等の多様な手段による情報伝達を実施する。

さらに、各避難所職員は地域住民の協力を得て、小・中学校等の宿泊可能避難所ごとに整理した避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の避難状況等の確認に努める。安否が未確認の場合は、地域住民に安否確認等の協力を要請し安否情報の確認に努める。

また、小・中学校避難所以外の避難行動要支援者の避難状況の収集に努め、安否情報を整理する。

避難指示が発令される前の自発的に避難が可能である場合、あるいはその後の気象予測などから避難準備情報を受け取った場合に避難する方が望ましい場合についても、避難行動要支援者の避難支援を行う。

『２．要配慮者の避難状況の把握』及び『３．福祉避難所の開設準備』については、地震・津波災害対策編を準用するものとする。

以上のように、避難行動要支援者の避難支援を要する状況においては、災害対策本部が設置されていることを基本とするが、災害対策本部設置前に、例えば避難情報発令時において避難行動要支援者に対して避難を促す場合は、第１生活再建班が中心となり、関係各課に連絡を取り、避難行動要支援者の避難支援を要請するものとする。

第４　帰宅困難者に対する支援

第1～4収容班、第1調査班、第2教育班、第2協力班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第７節 避難対策　第３ 帰宅困難者に対する支援』を準用するものとする。

第５　浸水想定区域における避難

本部統括班

本市に影響を及ぼす水防法第１４条の規定に基づき指定された河川は、江戸川、利根川、海老川、真間川及び高崎川である。

これらの河川の浸水想定については、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合を、国土交通省がシミュレーションしている。

１．気象情報・避難情報の伝達方法

本部統括班は、ホームページやメール等により気象情報の伝達を行う他、必要に応じて防災行政無線や広報車を活用して、避難情報（高齢者等避難、避難指示）等の伝達を行う。

２．避難の実施

（１）浸水想定区域内の住民は、本市より高齢者等避難の発令があった場合や、河川護岸から水があふれるなどの危険を感じた場合は、堅牢な建物の上階や避難所等に自主避難する。

〈資料１　避難施設一覧〉

（２）浸水想定区域内の住民は、本市から避難指示の発令があった場合や、堤防から水があふれた場合は、原則として橋梁を渡らず頑丈な建物の上階や避難所等に避難する。

第６　浸水想定区域等の要配慮者利用施設等

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災防止対策の推進に関する法律により、浸水想定区域または土砂災害（特別）警戒区域に位置する、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）等の管理者等は、災害に対して適切な避難行動が行えるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が義務づけられています。

〈資料 17 浸水想定区域等の要配慮者利用施設等〉

１．浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

水防法第１５条の３及び土砂災害警戒区域等における土砂災防止対策の推進に関する法律第８条第４項に規定する要配慮者利用施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認める施設は、次の通りとする。

（１）社会福祉施設（保育所等、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）
（２）幼稚園
（３）その他　認可外保育施設、有料老人ホーム等、（１）（２）に類する施設

これら施設への避難情報（高齢者等避難、避難指示）の提供は、各班が行うものとする。

２．地下街等の避難計画

水防法第 15 条の２に基づき、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な計画を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

第９節　応急医療救護

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第８節 応急医療救護』を準用するものとする。

第 10 節　緊急輸送対策

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第９節 緊急輸送対策』を準用するものとする。

第 11 節　緊急輸送道路・港湾等の確保

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 10 節 緊急輸送道路・港湾等の確保』を準用するものとする。

第 12 節　ライフラインの応急対策

第１　上水道　第１供給班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 11 節 ライフラインの応急対策　第１　上水道』を準用するものとする。

第２　公共下水道　本部統括班・下水道班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 11 節 ライフラインの応急対策 第２ 公共下水道』を準用するものとする。

第３　電気　都市施設班

１．災害時の活動体制

（１）市

都市施設班※1 は、防災 MCA 無線などを用いて、東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、災害対策本部※2 に報告する。

※1 各課対応時は都市整備課

※2 各課対応時は各部課長

（２）東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、雪害、洪水、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るため、非常時には千葉総支社に非常対策本部を、京葉支社に総括班を設置して対応にあたる。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集・出動方法等を検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、風水害時における応援出動体制を確立しておく。

２．電気の応急復旧

（１）各設備の運転保守について

①　災害発生時においても、原則として送電を継続する。

②　浸水、建物により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合または運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、やむを得ない場合はこの限りではない。

（２）被害状況の収集、周知

①　被害状況の収集

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

②　被害状況の周知

ア　本部統括班※は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、チラシ等を利用し、その状況の(被害数、復旧見込み等)の周知に努める。

イ　市に被害状況及び復旧状況を定期的に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力を要請する。

※各課対応時は広報課

第４　都市ガス　都市施設班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 11 節 ライフライン施設の応急対策　第４　都市ガス』を準用するものとする。

第５　電話　都市施設班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 11 節 ライフライン施設の応急対策　第５　電話』を準用するものとする。

第６　鉄道　道路班

１．災害時の活動体制

（１）市

道路班※1 は、防災 MCA 無線などを用いて、各鉄道事業者に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、災害対策本部※2 に報告する。

※1 各課対応時は危機管理課

※2 各課対応時は各部課長

（２）東日本旅客鉄道株式会社

①　駅舎及び駅構内等

ア　気象状況の把握

駅長は、気象通報を受けた際、必要な気象情報連絡体制を整える。

イ　災害時の応急対策

駅長は、災害の状況及び駅周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指揮して放送案内、避難指導、出火防止、初期消火及び防ぎょ体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

②　運転規則の実施

集中豪雨、強風等に対し、あらかじめ定められた運転規制基準によりただちに列車の徐行または停止の手配をとり、輸送の安全を図る。

③　警備及び復旧体制の発動

線路及び電気設備に被害が予想される場合は、その規模に応じた社員の警備体制を発動するとともに、被害が発生した場合は、被害の程度により事故現場に現地対策本部を、また、災害が大規模な場合は東京地域本社に対策本部を設置する。

④　情報連絡体制の確立

通常の風水害に対しては、ＪＲ電話、ＮＴＴ電話、乗務員無線、携帯無線機等の使用によるが必要により災害用自動車無線の活用をする。

⑤　施設の応急復旧作業

線路及び電気施設の被害に対しては、輸送の重要度に応じた線区より重点的に復旧作業を行うものとし、地域本社長は以下のとおり、これに必要な応急復旧作業計画に基づいて実施する。

ア　社員の応急業務の分担

イ　応急工事用の労務の調達

ウ　応急工事用の機器の運用及び調達

エ　応急工事用の材料の準備及び調達

⑥　異常時運転計画

災害時における列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

ア　迂回または折返し運転

イ　臨時列車の特発

ウ　他交通機関による代行または振替輸送

エ　徒歩連絡

なお、大災害に対しては救護工事列車等の運転を計画する。

（３）その他の鉄道事業者

①　駅舎及び駅構内等

災害発生の場合は、災害対策本部を設置し、災害復旧を行う。

また、災害時における旅客の負傷等を最小限に止めるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から非常事態に備える。

②　列車運行中

異常事態の発生の際は、その状況に応じて、運転取扱心得の趣旨に基づき最も安全な処置をとり、人命の損傷が最小となるよう心がける。

また、状況に応じて、旅客の不安除去に努め混乱防止を図るとともに、安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に旅客の避難誘導を行う。

第 13 節　建物・宅地応急対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 12 節　建物・宅地応急対策』を準用するものとする。

第 14 節　生活救援対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 13 節　生活救援対策』を準用するものとする。

第 15 節　清掃・防疫等

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 14 節　清掃・防疫等』を準用するものとする。

第 16 節　応急教育と応急保育

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 15 節　応急教育と応急保育』を準用するものとする。

第 17 節　公共施設等の応急対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 16 節　公共施設等の応急対策』を準用するものとする。

第 18 節　災害救助法の適用

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 17 節　災害救助法の適用』を準用するものとする。

第 19 節　ボランティアの協力

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 18 節　ボランティアの協力』を準用するものとする。

第 20 節　災害応援計画

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 19 節　災害応援計画』を準用するものとする。

第 21 節　帰宅困難者対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 20 節　帰宅困難者対策』を準用するものとする。

第 22 節　旋風・突風・竜巻対策

第１　応急対策計画

本部統括班・消防救急班

１．情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁に報告する。

２．災害時の広報

竜巻等により、住民等に影響がある恐れがある場合には、災害の状況などの広報を実施する。

３．生活救援

住宅を滅失した場合は、食料品・生活必需品の供給、仮設住宅の設置等、必要な生活救援対策を実施する。詳細については、第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 12 節 建物応急対策、第 13 節　生活救援対策を準用するものとする。

第３章　復旧・復興計画

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第３章 復旧・復興計画』を準用するものとする。